

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 29 年度 9 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、9 月度の受付台数は 13,056 台で前年同月比 102.9%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 別添 1 様式「主索又は鎖」の既存不適格の記入について

近畿ブロック発行「作成要領(2017 年版)」にて「既存不適格の場合は、検査結果の要是正のチェックボックスにレ点を記入し、特記事項へ「既存不適格」と記入してください。」と案内していますが、「主索又は鎖」の各検査事項において不具合が無く既存不適格の場合は、別添 1 の検査結果の要是正のチェックボックスにはレ点を入れないで、特記事項欄に既存不適格と記入してください。

2. 3 (8)「外部への連絡装置」について

「定期検査業務基準書 (2017 年版)」の発刊に伴い、外部への連絡装置(ロープ式 3(8)、油圧式 3(9)、段差解消機 4(6))の検査内容が改訂されましたので、ご承知置きください。

(以下概略)

○検査対象の解説

外部連絡装置を複数設けている場合は、すべて検査対象となります。なお、電話機には、電話回線を通じてかご内からかご外に連絡を行える装置一般を含みます。

電話機については、保守会社等に外部連絡装置として設置させた場合は、検査対象となります。

○検査方法の解説

外部連絡装置は、通常電源の場合と停電の場合との両方で確認する必要があります。

電話機についても、必ず停電検査を実施してください。

○判定基準の解説

次のような場合は要是正としてください。

- 1) 常時連絡可能ではないと考えられる場合
- 2) 停電検査を適切に実施していない場合
- 3) 複数の外部連絡装置を設けているが、すべての検査を行っていない場合
- 4) 外部連絡装置がシャッター等で覆われてしまう場所に設置されている場合

3. 4 (14)「昇降路内の耐震対策」、6 (12)「ピット内の耐震対策」の既存不適格について

法改正に伴い、「既存不適格」へ判定変更しなければならない項目がありますが、4(14)「昇降路内の耐震対策」(油圧式 4(16))、6(12)「ピット内の耐震対策」(油圧式 6(11))については、前年度と変わりはありません。新たに既存不適格と報告する必要のない項目です。協議会のホームページに「既存不適格一覧表」を掲載していますので、施行年月日等を確認のうえ判定してください。また、前年度報告誤りのため今回「既存不適格」へ変更して報告する場合は、必ず訂正文の記載を検査結果表の余白へ記入願います。

4. 4 (10)「ガイドレール及びレールブラケット」の既存不適格について

4(10)「ガイドレール及びレールブラケット」の既存不適格の判定は、「機械室なし」エレベーターのみが該当します。あわせて油圧エレベーターの 4(12)「ガイドレール及びレールブラケット」についても既存不適格の対象ではありません。「機械室なし」エレベーターについてのみ施行年月日に沿って既存不適格の判定を行ってください。

5. 遊戯施設の検査結果表改訂について

遊戯施設定期検査告示（平成 20 年国土交通省告示第 284 号）の一部が平成 29 年国土交通省告示第 98 号により、改正、公布され、本年 10 月 1 日より施行されました。それに伴い、検査結果表が一部改訂となっています。協議会ホームページの「帳票ダウンロード」に掲載していますのでご確認ください。

以上